

外国人団体旅行宿泊助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国から倉敷市を訪れる団体旅行を実施した旅行会社に対し宿泊助成金（以下、「助成金」という。）を交付することにより、宿泊をとまなう外国人観光客の増加を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次の条件をすべて満たす団体旅行を企画・実施した日本国外に本社を置く旅行会社（以下「事業者」とする）とする。

- (1) 観光を目的とする団体旅行商品を国外で販売し、外国から倉敷市へ送客すること。
- (2) 旅行催行人数が5名以上（添乗員・ガイド・運転手等関係者を除く。）で、全員が倉敷インバウンド誘致委員会加盟宿泊施設に宿泊すること。（対象宿泊施設一覧は、当委員会ホームページhttp://kankou-kurashiki.jp/project/visit_kurashiki/にて掲載）

(補助金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、1人あたり1泊2,000円、2泊5,000円とし、1団体あたり100,000円を上限とし、1事業者あたり累計200,000円/年度を上限とする。

※1人あたり5,000円は上限。

※岡山県の助成制度との併用は可能。

(交付申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする事業者は、倉敷市での宿泊を当該年度内に実施し、宿泊終了後、原則として30日以内に、次に掲げる書類を倉敷インバウンド誘致委員会委員長（以下、「委員長」という。）に提出しなければならない。なお、書類はすべて日本語または英語で記入しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 宿泊証明書（様式第2号）
- (3) 旅行の行程が分かる書類

(助成金の支払)

第5条 委員長は、前条の助成金の交付申請及び請求があったときは、当該書類を審査し、適当と認めた場合は、申請事業者に通知するとともに、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第6条 事業者は、この要綱に定める事項に違反して助成金等の交付を受けた場合は、既に交付された助成金等を委員長に返還するものとする。

(助成金の交付限度)

第7条 本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲において行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、外国人団体旅行宿泊助成金事業の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。